

岩手県告示第167号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、令和7年度岩手県生産動態統計調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

令和7年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 本県における鉱工業生産活動の動向を早期かつ総合的に把握し、諸施策の基礎資料を得ること。
- 2 調査対象の範囲 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類の大分類C中、鉱業、採石業若しくは砂利採取業又は大分類E中製造業に属する事業所のうち知事が指定する事業所（以下「調査対象事業所」という。）とする。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - （1） 報告を求める事項 次に掲げる事項の全部又は一部
 - ア 原材料の月間受入高、月間投入高、月間消費高、他工場への引渡高及び月末在庫高
 - イ 生産品の月間生産高、月間出荷高及び月末在庫高
 - ウ 月末現在従業者数
 - （2） 基準となる期日又は期間 毎月末日
- 4 報告を求めるもの 調査対象事業所の代表者又は管理責任者（以下「報告義務者」という。）
- 5 報告を求めるために用いる方法 県が調査対象事業所に岩手県生産動態統計調査票を配布し、報告義務者が記入する方法による。
- 6 報告を求める期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで